

旭川医科大学自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

旭川医科大学自家用電気工作物保安規程（平成16年旭医大達第107号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第11条 電気工作物の運転または操作にあたっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。</p> <p>2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次の事項について定めておかななければならない。</p> <p>(1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統</p> <p>(2) 受配電室、電路等における監視</p> <p>(3) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急処置並びに報告又は連絡要領</p> <p>(4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法</p> <p>3 遮断器、開閉器その他必要なものについては、別に<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>（以下「電力会社」という。）との間に締結しているところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第11条 電気工作物の運転または操作にあたっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。</p> <p>2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次の事項について定めておかななければならない。</p> <p>(1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統</p> <p>(2) 受配電室、電路等における監視</p> <p>(3) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急処置並びに報告又は連絡要領</p> <p>(4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法</p> <p>3 遮断器、開閉器その他必要なものについては、別に<u>北海道電力株式会社</u>（以下「電力会社」という。）との間に締結しているところによる。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和6年8月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（組織構成）

（略）

【改正理由】

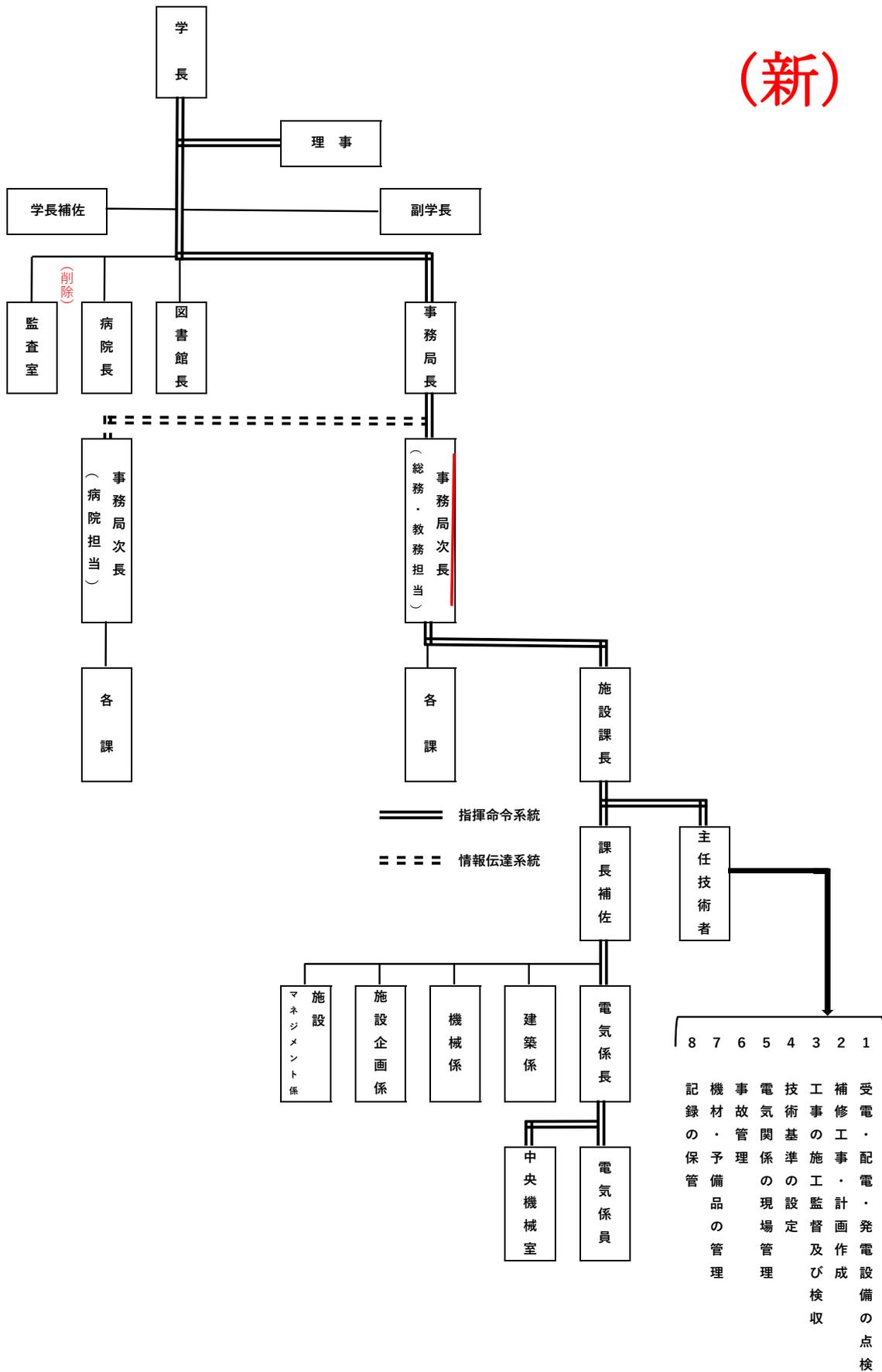
組織改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

別表第1（第3条関係）

（組織構成）

（略）

(新)



(旧)

